

28水推第705号  
平成28年9月20日

都道府県知事殿

水産庁長官

### ウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

ニホンウナギは、その稚魚の採捕量が長期的にみて低水準にあり、平成26年6月には、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに絶滅危惧IB類（近い将来、野生での絶滅の危険性が高いもの）として掲載されるなど、資源管理の必要性が高まっている。

このような中、日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイの間で、平成29年漁期（平成28年11月1日～平成29年10月31日）におけるニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ（異種うなぎ）の池入量上限は、平成28年漁期と同等とすることが確認された。

我が国においては、昨年6月、うなぎ養殖業を内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に基づく農林水産大臣の許可を要する指定養殖業に指定したところであり、平成29年漁期の池入数量の制限を当該許可制度によって行うこととしている。

このような状況の下、ニホンウナギ種苗（以下「シラスウナギ」という。）採捕及びウナギ漁業についても、資源管理の対策を着実に進めていく必要がある。

シラスウナギ採捕については、平成29年漁期の池入実績が池入数量の上限（21.7トン）に達した場合に、シラスウナギの採捕を停止する措置を講じることにより、資源管理を着実に実施することが重要である。さらに、採捕数量報告の適正化を図る必要がある。

また、ウナギ漁業については、全国的な取組として産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進する必要がある。

については、各都道府県におかれては、都道府県内の関係者による資源管理対策に係る話し合いと検討を加速するとともに、別紙1及び別紙2の事項について、関係者に対し指導・助言いただきたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

(別紙 1)

都道府県漁業調整規則に基づくウナギ種苗（シラスウナギ）の採捕許可の運用

#### 1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

ウナギの資源管理については、シラスウナギの流通が複雑であることのほか、採捕されたシラスウナギは最終的に全て養殖池に池入れされることを考慮し、うなぎ養殖業の池入数量の上限を定め、管理することとしている。また、昨年度の技術的助言において、我が国又は各都道府県の池入数量の上限値に達した場合には、採捕を停止できる措置を講じるようお願いしたところであり、シラスウナギ採捕は池入数量制限に整合した運用となっている。

他方、養鰻業者によるシラスウナギ池入れの報告数量から輸入数量を引いて算出した数量と、都道府県の漁業調整規則に基づくシラスウナギの特別採捕許可（以下「採捕許可」という。）における採捕報告数量の総計との間に差があることが問題視されている。「シラスウナギ採捕数量報告の適正化に向けた指導の徹底及びヒアリングへの協力依頼について」（平成28年1月14日付け27水推第758号—1水産庁長官通知）に基づき、シラスウナギ採捕量が多い県を対象に聞き取りを行った結果、その原因として、採捕許可を受けていない者が採捕を行うケースもあるが、採捕許可を受けた採捕者が指定された県内の出荷先以外へ、より高い価格で販売し、その分の報告を行わないケースも少なくないことなどが指摘された。

池入数量が管理されることによって資源管理上の問題は生じないものの、採捕許可の制度の適正な運用と養鰻業の健全な発展の確保の観点から、採捕数量報告の適正化の在り方について、採捕されたシラスウナギの流通の在り方を含めて点検し、措置を講ずる必要がある。

については、各都道府県におかれては、以下による対応を検討されたい。

#### (1) 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕に関する指導・取締りについては、シラスウナギの不漁、価格高騰等を背景に、無許可でシラスウナギを採捕するいわゆる密漁が後を絶たないため、関係取締機関と緊密な連携を図り、取締りの徹底を期するとともに、シラスウナギの採捕・流通・輸出等について、貴都道府県において不透明な部分がないよう十分把握願いたい。

また、密漁対策として、許可を受けた採捕者とそうでない者を区別するための写真付き証明書の発行や、現場で確認できるワッペンや帽子等の着用の義務化などの措置を検討されたい。

なお、一尾13グラム以下のシラスウナギについては、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）に基づき、平成28年12月1日から平成29年4月30日までの間輸出できないので、十分留意願いたい。

## (2) 採捕数量報告の適正化について

ウナギのより適切な資源管理のためには、採捕数量とともに、採捕から池入れまでの流通の状況を正しく把握していくことが必要である。このため、採捕数量と出荷先ごとの出荷数量についての定期的な報告を採捕者に義務づけるよう措置を講じられたい。

また、採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対して翌年漁期の許可を行わないなどの処分の強化のほか、採捕者数について管理が行き届く妥当な人数となっているか、都道府県内の採捕数量の上限設定が必要数量を満たすものとなっているか、加えて、適切な採捕数量報告が担保される数量となっているか等、様々な観点から運用を見直されたい。さらに、採捕した種苗の出荷先をあらかじめ指定する場合には、当該出荷先に出荷することを義務づけるよう措置を講じられたい。

他方、許可を受けた採捕者が指定された出荷先以外に、より高い価格で販売し、その分を報告しないケースなどが指摘されていることから、現在、導入されている措置が、未報告を発生させる要因となっていないか再点検されたい。

なお、その際には、採捕者や養鰻業者で構成される協議会を設けること等により、関係者間の調整を図ることについても検討されたい。

## 2 採捕期間について

採捕許可の期間は、原則として、平成28年12月1日から平成29年4月30日までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川遡上量の確保の観点から再点検し、期間設定されたい。なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を12月1日より前に設定して差し支えないものの、前倒しする期間を上回る採捕許可終了時期の繰上げを行うとともに、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整願いたい。

## 3 シラスウナギ採捕の停止措置について

我が国においては、同じニホンウナギ資源を利用しているため、日本、中国、韓国及び台湾で取り決めた養鰻業における池入数量の制限を行っているところである。

このため、採捕許可をしている全ての都道府県において、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が平成29年漁期の池入数量の上限（21.7トン）に達した場合に、シラスウナギの採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

なお、当該措置については、制限又は条件による対応をお願いしたい。

#### 4 水産庁への情報提供について

今後のウナギ資源の管理・保護、養殖用種苗の需給の安定等を図るため、シラスウナギの採捕及び指導・取締りの状況を把握する必要があるため、関係団体の協力を得て取りまとめの上、別紙様式1及び別紙様式2により水産庁増殖推進部栽培養殖課長宛て提出願いたい。

シラスウナギの採捕数量については、全国の動向を随時把握し、集計値を関係都道府県に情報提供することとしており、今後のウナギ資源の適切な管理・保護のために重要な情報であるため、正確な把握に努めるとともに、随時の情報提供についてよろしく願います。

別紙様式 1

都道府県名

ウナギ種苗の特別採捕許可等に関する報告（採捕許可後から一月以内に提出願います。）

1. 採捕許可状況

(1) 採捕期間 : 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

(2) 採捕数量等

区 分		許可件数 (件)	採捕従事者 数 (人)	採捕許可重 量 総計 (kg)	1許可1人当 たり採捕数量(k g)
養鰻業者	組 合				
	個 人				
漁 協	内 水 面				
	海 面				
	個 人				
採捕業者	組 合				
	個 人				
そ の 他					
計					

(3) 採捕数量の決定の根拠

(具体的に記入願います。)

2. 採捕許可方針等

(貴都道府県における平成28年度シラスウナギの採捕許可方針等の写し、特別採捕許可証の写し及び特別採捕の仕組み(スキーム図)を添付願います。)

3. 平成28年度のウナギ種苗の需給に関する指導方針等

- (1) 貴都道府県におけるウナギ種苗の需給の安定を図るための指導方針の写しを添付してください。
- (2) 協議会等の開催回数、期日、内容等の予定を記入してください。

4. 価格決定の方法及び頻度

(記載例：相対による取引、不定期に開催される需給委員会により決定等)

5. シラスウナギ採捕数量報告の適正化に向けた措置について

(採捕数量報告の徹底を図るために講じている措置又は新たに導入した措置があれば記入してください。)

6. 平成28年度の指導・取締方針等

- (1) 貴都道府県におけるウナギ種苗の採捕に関する指導・取締方針等の写しを添付してください。
- (2) 指導・取締体制並びに実施計画の回数、期日及び地域等の予定を記入してください。
- (3) 写真付き証明書の発行や、現場で確認できるワッペンや帽子等の着用など、密漁対策として実施している措置又は新たに実施することになった措置があれば記入してください。

7. 貴都道府県の担当部署及び担当者名と連絡先

担当部署

担当者名

TEL:

FAX:

## 別紙様式 2

ウナギ種苗の採捕数量に関する速報（平成〇年〇月〇〇日現在）

都道府県名

## 1. 採捕数量

時 期	旬 計	累 積
1 1 月上旬		
中 旬		
下 旬		
1 2 月上旬		
中 旬		
下 旬		
1 月上旬		
中 旬		
下 旬		
2 月上旬		
中 旬		
下 旬		
3 月上旬		
中 旬		
下 旬		
4 月上旬		
中 旬		
下 旬		
5 月上旬		
中 旬		





(別紙 2)

## 産卵に向かうウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行

### 1 産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていただいた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が実施されることとなった。このような取組が全国的なものとなるよう、都道府県内における関係者間による話し合いを更に促進するようお願いする。

### 2 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。しかしながら、これまでニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしているといえず、またこのような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性がある。

このため、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者への指導をお願いする。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、石倉を応用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう漁業権者を指導・助言いただきたい。

( 参 考 )

## 産卵のため河川から海に下るウナギの保護に取り組む都道府県

